

別表
(低圧用)
四国エリア

株式会社東名

目次

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金	2
2. 使用電力量の協定	2
3. 電力調達調整費の適用	3
4. 燃料調整費	3
5. 調達調整費	5
6. 日割計算の基本算式	6
7. 需給契約書の作成.....	7
8. 需要場所.....	7
9. 契約種別.....	8
10. オフィスでんき119バリュープランA料金表.....	10
11. オフィスでんき119バリュープランB料金表.....	10
12. オフィスでんき119バリュープラン動力低圧料金表.....	11
13. その他料金.....	11

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ. お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合、次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に、契約電流または契約容量の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの、契約電流または契約容量を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ. 前月または前年同月の使用電力量による場合

前月または前年同月の使用電力量

× 協定の対象となる期間の日数

前月または前年同月の料金の算定期間の日数

ロ. 前3月間の使用電力量による場合

前3月間の使用電力量

× 協定の対象となる期間の日数

前3月間の料金の算定期間の日数

(2) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(3) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付けは、46(計量器等の取付け)に準ずるものといたします。

(4) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント} + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

- イ. お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月
- ロ. 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

3. 電力調達調整費の適用

各契約種別における料金につき、燃料費調整額の加減と調達調整費の加減からなる電力調達調整費の加減を適用するものとし、それぞれ次の「4.燃料費調整」および「5.調達調整費」の定めに従うものといたします。

4. 燃料費調整

各契約種別における料金につき、平成8年1月に導入された燃料費調整制度に基づき、事業者の効率化努力のおよばない燃料価格や為替レートの影響を外部化することにより、経済情勢の変化を出来る限り迅速に料金に反映させることとして、下記の計算方式により燃料費調整額を算出し、適用いたします。

実際にお客さまの電気料金に反映される燃料費調整額は、旧一般電気事業者注が同方式により算定して得られた各月の燃料費調整単価を、お客さまの各月使用電力量に乗じて求められたものとなります。

当社は、燃料費調整単価の算定は行わず、旧一般電気事業者注が算定した単価をそのまま用いて燃料費調整額を算出するものとします。

なお、当社は算定された燃料費調整額を電気料金に適用し、各月の請求書に記載することでお客さまにお知らせします。

以下は、旧一般電気事業者注が適用する燃料費調整額の算定方法となります。

(1) 燃料費調整額の算定

イ. 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

(イ) 北海道電力ネットワーク株式会社および北陸電力送配電株式会社の供給区域

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、 α および β の値については、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(ロ) 東北電力ネットワーク株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力送配電株式会社および九州電力送配電株式会社の供給区域

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

また、 α 、 β および γ の値については、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ロ. 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{調整単価} = \frac{(\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

なお、基準燃料価格については、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により、当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

ハ. 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

ニ. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年 6 月 1 日から 8 月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月 1 日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月 1 日から翌年の 1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月 1 日から翌年の 2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2 月29日までの期間)	翌年の5月の料金に係る計量期間等

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、当該小売電気事業者が公表する電気の供給に係る約款等の規定により当該小売電気事業者がお客さまへ電気を供給した場合に適用される値といたします。

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、各月ごとに定めた燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

5. 調達調整費

各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引における、毎月1日からその月の末日までの期間で13時から22時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値(以下、「調達単価」といいます。)に応じて、以下に定める調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。ただし、以下(3)に定める適用除外期間において使用される電気の料金には、調達調整費の適用を行わないものとします。なお、当社は算定された調達調整額を電気料金に適用し、各月の請求書に記載することをお客さまにお知らせします。

(1) 還元基準値及び追加請求基準値の設定

イ. 還元基準値

当月の調達単価が5円00銭(税抜)を下回った場合、各契約種別における料金から、(2)に定める調達調整費(還元)を差し引くものといたします。

ロ. 追加請求基準値

当月の調達単価が15円00銭(税抜)を上回った場合、各契約種別における料金に、(2)に定める調達調整費(追加請求)を加えるものといたします。

ハ. 還元基準値及び追加請求基準値の改定

当社は、毎年4月1日時点において、還元基準値及び追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することができるものといたします。

(2) 調達調整費の算定

以下の算式により算定された金額とします。なお、調達調整費の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	$(\text{還元基準値} - \text{調達単価}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$
調達調整費(追加請求)	$(\text{調達単価} - \text{追加請求基準値}) \times \text{使用電力量(kWh)} \times 100\%$

※N月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間(以下、「N月度検針期間」といいます。)において使用される電気の料金に適用される調達調整費は、お客さまの毎月の検針日に応じて、以下表の調達単価に基づき算定されるものとします。

基準検針日	対応調達単価
1日～31日まで	N月1日からN月末日までの期間において算定した調達単価

注:旧一般電気事業者とは、平成28年4月1日改正以前の電気事業法に規定される一般電気事業者で、お客さまが電気を受給される地域を事業エリアとする一般電気事業者をいいます。

6. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ. 基本料金を日割りする場合

$$\text{1月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日}}{31 \text{日}}$$

ロ. バリュープランAおよびバリュープランBの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第 1 段階料金 適用電力量} = \frac{120 \text{ キロワット時} \times \text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = \frac{180 \text{ キロワット時} \times \text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 3 段階料金適用電力量} = \frac{300 \text{ キロワット時超過分} \times \text{日割計算対象日数}}{31 \text{ 日}}$$

なお、第 3 段階料金適用電力量とは、300 キロワット時をこえた 1 キロワット時あたりの電力料金が適用される電力量をいいます。

本項によって算定された第 1 段階料金適用電力量、第 2 段階料金適用電力量および第 3 段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点第 1 位で四捨五入いたします。

ハ. 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 21(料金の算定)(1)イの場合料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 21(料金の算定)(1)ロの場合料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ. 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合

(イ) 21(料金の算定)(1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 21(料金の算定)(1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が終了した場合の (1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ. 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ. 需給契約が終了した場合 終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行う場合は、イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

7. 需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

8. 需要場所

- (1) 1 構内をなすものは 1 構内を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および (3)によります。

なお、1 構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

- (2) 1 建物をなすものは 1 建物を 1 需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1 建物をなすものとは、独立した 1 建物をいいます。ただし、複数の建物であってもそれぞれが地上または地下において連結されかつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は 1 建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

- (2) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ. 居住用の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

- (イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。
- (ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。
- (ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能(炊事のための設備等)を有すること。

ロ. 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ 1 需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として 1 需要場所といたします。

ハ. 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。

ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

9. 契約種別

(1) オフィスでんき 119 バリュープラン A

イ. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 使用する最大容量(以下、「最大需要容量」といいます。)が6 キロボルトアンペア未満であること
- (ロ) 1 需要場所においてオフィスでんき 119 バリュープラン 動力低圧とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計(この場合、10 アンペアを1 キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相3 線式標準電圧 100 ボルトおよび200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルト とすることがあります。

ハ. 最大需要容量

- (イ) 最大需要容量が6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。
- (ロ) 当社は、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下、「電流制限器等」といいます。)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(2) オフィスでんき 119 バリュープラン B

イ. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。
- (ロ) 1 需要場所において オフィスでんき 119 バリュープラン 動力低圧とあわせて契約する場合は、契約容量 と契約電力との合計(この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。)が50 キロワット未満であること。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3 線式標準電圧 100 ボルトおよび200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ. 契約容量

契約主開閉器により契約容量を定めることとし、契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

【算定式】

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。ただし、契約容量を契約主開閉器での算定によりがたい場合は、契約容量をお客さまと当社との協議によって定めず。

- (イ) 契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとします。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得ら

れる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといえます。

- (ロ) 一般送配電事業者から提供される託送データ上の送電サービス電力値が電気供給契約上の契約容量より大きい場合は、超過となった月の翌月から、契約容量が託送データ上の送電サービス電力値に変更となります。

また、原則として負荷設備の減設を伴わない限り、契約電力を下げることはできないものといえますが、毎年 4 月 1 日を契約容量算定日とし、過去 1 年において契約容量が増加したお客さまを対象に、一般送配電事業者から提供される託送データ上の送電サービス電力値に応じたものに更新することといたします。

(3) オフィスでんき 119 バリュープラン 動力低圧

イ. 適用範囲

動力を使用する需要で次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

- (ロ) 1 需要場所において オフィスでんき 119 バリュープラン A もしくはオフィスでんき 119 バリュープラン B とあわせて契約する場合は、契約電流(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)または、契約容量(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)が 50 キロワット未満であること。

- (ハ) 「オフィスでんき 119 バリュープラン」切替え前の電力会社において、直近 8 月、9 月、1 月、2 月の内、いずれかの月間電力使用量が当社基準上限値以下であること。

ロ. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ. 契約電力

- (イ) 契約電力は、需要場所における負荷設備の内容等を基準として、お客さまとの協議によって定めるものとなります。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとなります。

- (ロ) 一般送配電事業者から提供される託送データ上の送電サービス電力値が電気供給契約上の契約電力より大きい場合は、超過となった月の翌月から契約電力が託送データ上の送電サービス電力値に変更となります。

また、原則として負荷設備の減設を伴わない限り、契約電力を下げることはできないものといえますが、毎年 4 月 1 日を契約容量算定日とし、過去 1 年において契約容量が増加したお客さまを対象に、一般送配電事業者から提供される託送データ上の送電サービス電力値に応じたものに更新することといたします。

二. 力率割引

電灯または小型機器の力率と動力の力率とをそれぞれの基準電力により加重平均して得た値が、85 %を上回る場合は基本料金を 5 %割引し、85 %を下回る場合は基本料金を 5 %割増しいたします。

ホ. その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用することはできません。契約期間中に他社にて電子ブレーカーを設置された場合、契約対象外となります。

10. オフィスでんき119 バリュープラン A 料金表

(1) 基本料金 (税込)

1契約につき(最初の 11 キロワット時まで)	411円40銭
-------------------------	---------

(2) 電力量料金 (税込)

11キロワット時をこえ120 キロワット時までの1キロワット時 につき	20円55銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円08銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	27円48銭

11. オフィスでんき119 バリュープラン B 料金表

(1) 基本料金 (税込)

契約容量1キロボルトアンペアにつき	374円00銭
-------------------	---------

(2) 電力量料金 (税込)

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円06銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	21円95銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	23円81銭

※算定期間内における電力使用量が0 キロワット時だった場合は (1)基本料金の半額の金額が発生いたします。

12. オフィスでんき119 バリュープラン 動力低圧 料金表

(1) 基本料金 (税込)

契約電力1キロワットにつき	1,116円50銭
---------------	-----------

(2) 電力量料金

(イ) 夏季

(税込)

最初の契約電力(kW)の130倍までの1キロワット時につき	15円66銭
契約電力(kW)の130倍をこえる1キロワット時につき	15円80銭

(ロ) その他季

(税込)

最初の契約電力(kW)の130倍までの1キロワット時につき	14円21銭
契約電力(kW)の130倍をこえる1キロワット時につき	14円36銭

※算定期間内における電力使用量が0 キロワット時だった場合は (1) 基本料金の半額の金額が発生いたします。

(3) 負荷率割引

月間の電力使用量(kWh)が、基本契約電力(kW)の100倍以下のとき	基本料金 10%割引
月間の電力使用量(kWh)が、基本契約電力(kW)の100倍を超え、130倍以下のとき	基本料金 8%割引
月間の電力使用量(kWh)が、基本契約電力(kW)の130倍を超えたとき	適用外

13. その他料金

明細発行手数料

お客様が電気料金(月額)及び電気ご使用量の明細を郵送によるお知らせを希望された場合、明細発行手数料として 100 円 (税抜)を要します。